

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 6 年 10 月に実施した監査（一部令和 6 年 6 月、7 月及び 9 月に実施したものを含む）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 27 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

## 財務監査及び行政監査の結果

令和6年11月27日

### 1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査  
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

#### (2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、23 機関	
教育委員会	98 機関のうち、32 機関	
公安委員会	60 機関のうち、5 機関	
その他(上記以外)	13 機関のうち、0 機関	計 384 機関のうち、60 機関 (表1参照)

### 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

### 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

### 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり18機関において7件の指摘事項及び15件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	総務部	歴史資料館	7月9日	実地	—	—	—	6月6日(実地)
2		西濃県税事務所	10月8日	実地	—	—	—	8月21日(実地)
3		自動車税事務所	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
4	清流の国推進部	東京事務所	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
5	危機管理部	消防学校	10月23日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
6	環境生活部	美術館	6月25日	書面	1	—	—	5月24日(書面)
7		博物館	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
8		高山陣屋管理事務所	6月25日	書面	—	—	—	5月24日(書面)
9	健康福祉部	東濃保健所	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
10		恵那保健所	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
11		岐阜地域福祉事務所	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
12		希望が丘こども医療福祉センター	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
13		西濃子ども相談センター	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
14	商工労働部	木工芸術スクール	10月31日	実地	—	1	—	8月30日(実地)
15		食品科学研究所	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)

16	観光国際部	岐阜関ヶ原古戦場記念館	6月25日	書面	1	1	—	5月24日(書面)
17	農政部	飛驒農林事務所	10月23日	書面	—	—	—	9月9~10日(実地)
18		中山間農業研究所	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
19		中央家畜保健衛生所	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
20	林政部	森林研究所	10月23日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
21		ぎふ木遊館	9月27日	書面	—	1	—	6月10日(書面)
22	県土整備部	下呂土木事務所	10月23日	書面	1	1	—	9月4~5日(実地)
23	都市建築部	飛驒建築事務所	10月23日	書面	—	—	—	8月29日(実地)
24	教育委員会	岐阜教育事務所	10月23日	書面	—	—	—	9月3日(実地)
25		西濃教育事務所	10月8日	実地	—	—	—	8月22日(実地)
26		美濃教育事務所	10月23日	書面	—	—	—	9月5日(実地)
27		可茂教育事務所	10月23日	書面	—	—	—	8月26日(実地)
28		飛驒教育事務所	10月23日	書面	—	—	—	9月5日(実地)
29		長良高等学校	7月30日	書面	—	—	—	5月31日(実地)
30		岐山高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
31		加納高等学校	9月27日	書面	—	2	—	6月20日(実地)
32		岐阜城北高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
33		岐阜商業高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
34		各務原西高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
35		岐阜各務野高等学校	10月23日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
36		本巣松陽高等学校	10月23日	書面	1	—	—	8月2日(書面)
37		大垣北高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
38		大垣南高等学校	9月27日	書面	—	1	—	6月26日(実地)
39		大垣東高等学校	10月23日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
40		大垣西高等学校	10月23日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
41		不破高等学校	7月12日	実地	—	—	—	5月29日(実地)
42		郡上高等学校	10月23日	書面	—	1	—	9月3日(実地)
43		武義高等学校	10月22日	実地	—	—	—	8月2日(書面)
44		関高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
45		多治見工業高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
46		恵那農業高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
47		中津川工業高等学校	10月23日	書面	—	1	—	8月2日(書面)
48		高山工業高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
49		吉城高等学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
50		大垣特別支援学校	10月23日	書面	—	1	—	8月29日(実地)
51		郡上特別支援学校	10月22日	実地	—	—	—	9月17日(実地)
52		関特別支援学校	10月23日	書面	1	1	—	8月27日(実地)
53		可茂特別支援学校	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
54	下呂特別支援学校	10月23日	書面	—	—	—	9月3日(実地)	
55	飛驒特別支援学校	10月31日	実地	—	1	—	8月2日(書面)	
56	公安委員会	岐阜中警察署	10月8日	実地	—	—	—	6月10日(書面)
57		岐阜南警察署	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
58		岐阜北警察署	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
59		北方警察署	10月23日	書面	—	—	—	8月26日(実地)
60		中津川警察署	10月23日	書面	—	—	—	8月2日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 18機関			7件	15件	0件		

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
消防学校	指摘事項	公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として39,000円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
美術館	指摘事項	公務中に傾斜型覗きガラスケース2台を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料981,200円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
木工芸術スクール	指導事項	取得価格が100万円以上の物品の処分事務において、あらかじめ知事による承認は得ていたものの、不用決定に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
岐阜関ヶ原古戦場記念館	指摘事項	公務中に平型覗き5面ガラスケース2台を損傷させた1件の毀損事故について、補修等に係る経費1,980,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、知事への事故報告がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
森林研究所	指導事項	森林研究所受変電設備改修工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。
ぎふ木遊館	指導事項	行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務において、納入通知書の納期限を、納入通知書発付日である令和5年4月3日から20日以内とすべきところ、令和4年4月21日としていたので、今後は適正に処理されたい。
下呂土木事務所	指摘事項	物品の管理事務において、令和5年度の現物実査が実施されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中に道路パトロール車を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料90,607円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
加納高等学校	指導事項	加納高南舎防火シャッター改修工事の実施設計委託業務に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、令和5年度の現物実査実施計画書では実査担当者を指定し、現物実査を行うこととしているが、現物実査実施要領に定められた現物実査実施確認書が作成されておらず、どの職員がいつ実査を行ったかが明確ではなかったため、今後は適正に処理されたい。

岐阜各務野高等学校	指摘事項	<p>行政財産の目的外使用の許可事務及び管理費の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 行政財産使用許可書は、行政財産の使用の許可を受けようとする者から提出された使用許可申請書に基づき、使用の許可をしたときに申請者に交付することとなっている。</p> <p>使用許可書の交付後に行政財産を使用させるべきところ、令和5年6月18日に教室等を使用した後の同年7月3日に、使用者から提出された許可申請書を受領し、同年7月7日付けで使用許可書を交付していた。</p> <p>2 行政財産の目的外使用許可に伴う管理費の徴収は、原則として、許可と同時に管理費の全額を収入調定し、納入通知書により納入させることとなっている。</p> <p>令和5年6月18日に教室等を使用するためには、遅くとも同日までには使用許可が行われ、管理費の調定がされるべきところ、使用許可手続が遅延したことにより、同年7月7日付けで調定がされており、管理費(1,371円)が同年7月10日に収納されていた。</p>
本巣松陽高等学校	指摘事項	<p>プールサイドに設置していた県所有のテントが突風により吹き飛ばされたことにより、駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として676,905円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>
大垣南高等学校	指導事項	<p>大垣南高等学校被服室内装木質化工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
大垣東高等学校	指導事項	<p>大垣東高等学校屋内体育館トイレ洋式化改修工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
大垣西高等学校	指導事項	<p>物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあつたため、今後は適正に処理されたい。</p>
郡上高等学校	指導事項	<p>物品の管理事務において、購入した農業器具チップシュレッダの取得価格を3,005,200円として物品登録すべきところ、運賃55,000円を含めた3,060,200円で物品登録をしていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
中津川工業高等学校	指導事項	<p>中津川工業高西実習棟各室空調機設置工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
大垣特別支援学校	指導事項	<p>生産物の管理事務において、担当責任者は作業製品を引継ぎにより払い出す場合は、その都度、作業製品品目別野帳に数量等を記載することとなっているにもかかわらず、作業製品品目別野帳に引き継いだ数量等の記載がされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>

関特別支援学校	指摘事項	公務中にグランドピアノを損傷させた1件の毀損事故について、当該物品が廃棄処分（取得価格560,000円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	物品の管理事務において、ライフケアテーブル1台（取得価格51,660円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
飛驒特別支援学校	指導事項	飛驒特別支援学校本館棟便所バリアフリー化工事に係る支出事務において、変更契約における支出負担行為整理日を変更契約締結日とすべきところ、変更契約締結日より後の日付としていたので、今後は適正に処理されたい。